

資格試験等に係る単位認定の取扱（旧カリキュラム）

令和 2 年 3 月 12 日制定
令和 2 年 4 月 1 日施行

資格試験等に係る単位認定は、この取扱の定めるところによる。

1 単位認定の取扱い

- ① 単位認定を行う科目及び取得すべき資格試験等は別表に定めるとおりとする。
- ② 別表で定める科目の単位認定を希望する者からの申請に基づき、学務委員会の議を経て、決定する。
- ③ 希望者からの申請科目は、年間履修登録単位数には含めない。
- ④ 単位認定の対象となる資格試験等の取得が、本学部への入学以前であっても単位認定の申請を認める。
- ⑤ 単位認定対象科目の成績表記方法は、学則に従う。
- ⑥ 単位認定対象科目を既に修得している者に対しては、資格試験等の取得がなされても単位認定を行わない。
- ⑦ 単位認定を申請した者で、3年終了時に卒業要件単位数を充足しても4年次の履修登録は行わなければならない。

2 申請手続き

単位認定希望者は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、認定の対象となる資格試験等の合格証書または合格を証明する書類（合格通知書等）の写しを添えて、教務課に申請することとする。

なお、学生からの単位認定申請は、所定の期間に受け付けることとする。

附 則

- 1 この取扱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この取扱は、令和2年3月31日までに入学した者に適用する。
- 3 この取扱は、令和2年3月31日までに入学した者の在籍がなくなった時点で廃止する。

別 表

単位認定の対象となる資格試験等	単位認定の対象となる科目
日商簿記検定試験 2 級 全経簿記能力検定試験 1 級 全商簿記実務検定試験 1 級	簿記論 B
日商簿記検定試験 1 級 全経簿記能力検定試験上級	簿記論 C
公認会計士試験短答式試験	簿記論 D 財務会計論 B 及び C 原価計算論 B 及び C 会計監査論 B 及び C
税理士試験 簿記論	簿記論 D
税理士試験 財務諸表論	財務会計論 B 及び C
税理士試験 法人税法	税務会計論
税理士試験 所得税法	税法特論 A (所得税)
税理士試験 相続税法	税法特論 B (相続税)
税理士試験 消費税法	税法特論 C (消費税)